◎エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関 する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長す

る議定書

(略称) 米国とのエネルギー等研究開発協力協定の有効期間延長議定書

文	条	条	文	目				
	効力発生	延長期間		次				
						平成	平成	平成
						十七年	十七年	十七年
						五月三	五月	四月二十八日
					\sim	三十月	日	
	二六八九	二六八九	二六八九		(外務省告示第三三五号)	告示	効力発生	ワシントンで署名
二六		···· 二六	二六	~°	示第三三			ンで署名
九〇	八九	八九	八九	ページ	五号			

第二条

第一条 延長期間

前

末

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合

のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(その改正及び延長を含む。) 協定」という。)を延長することを希望し 千九百七十九年五月二日にワシントンで署名されたエネルギー及びこれに関連する分野における研究開発 (以下

国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(その改正及び延長を含む。)第一条に定める政策的枠組みの下 での両政府間の全般的科学技術協力の一層の強化に貢献することを希望し、 千九百八十八年六月二十日にトロントで署名された科学技術における研究開発のための協力に関する日本

次のとおり協定した。 両政府間の相互の合意による協定の延長について定めている協定第十一条2の規定に従って行動して、

第一条

協定は、二千五年五月一日から五箇月間延長する。

延長期間

第二条

この議定書は、二千五年五月一日に効力を生ずる。

効力発生

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT BETWEEN

THE GOVERNMENT OF JAPAN

THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT IN ENERGY AND RELATED FIELDS

United States of America, The Government of Japan and the Government of the

Desiring to extend the Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Cooperation in Research and Development in Energy and Related Fields, signed at Washington on May 2, 1979, as amended and extended (hereinafter referred to as "the Agreement"),

Desiring to contribute to further strengthening the overall science and technology cooperation between the two Governments under the policy framework set forth in Article I of the Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Cooperation extended, signed at Toronto on June 20, 1988, as amended and in Research and Development in Science and Technology,

Acting pursuant to paragraph 2 of Article XI of the Agreement, which provides for extension of the Agreement mutual agreement of the two Governments, bу

Have agreed as follows:

Article I

The Agreement shall be extended for a period of five months from May 1, 2005.

Article II

This Protocol shall enter into force on May 1, 2005.

DONE at Washington, this twenty-eighth day of April, 2005, in duplicate, in the Japanese and English languages, each text being equally authentic.

	千
	+
	左
	-
	Ш
	月
	+
	八
	F
	17
	(_
	- 7
	シ
	ン
	1
	シ
	7
	,
	二千五年四月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書
	Ú,
	کے
	し
	<
	正
	4
	2
	*
	85
	6
	日
	本
	語
	刄
	TK
	-#-
	央
	語
	に
	ょ
	n
	*
	土
	重
	三通を作成した。
	通
	を
	作
	H
	175
	し ユ
	7.C
	J

(Signed) David Conover

FOR THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA:

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN:

(Signed) Ryozo Kato

アメリカ合衆国政府のために

デイヴィッド・コノヴァー

日本国政府のために

加藤良三

の国りれ一 有と延、日こ参 効の長平付の考 期エさ成け議 に一び月公 五等に十文昭箇研平三に和 画月間延長する 一日に署名され 一日に署名され 一日に署名され 一日に署名され る協月れれ月 も定二た、二の一十議平日 で昭八定成署 である。

である。

である。

である。

である。 条約集及び4 月二十八1 月二十八1 条延日に八 約長署り付 第一名延及 九部れ及び 八改たび同 七正議一年 号さ定部十 参照)